

## 補助金調書

補助金名	地域活動支援センター等補助金			担当課 (連絡先)	保健福祉局 障がい者部 障がい者施設支援課 (TEL 092-711-4249)
交付先	団体	地域活動支援センター運営団体		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	通年		
(公募の場合) 応募要件	地域活動支援センターを設置運営する本市の市税を滞納していない団体で、市長が 適当と認めた団体。				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	昭和57	年度	経過年数	37	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障 がい者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を 図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を行う。				
補助金の終期	平成32	年度	延長回数	1	回
終期を延長する 理由	地域活動支援センターは、障がい者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提 供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として、障がい者の地域における自 立した生活を支える上で重要であることから、地域生活支援事業の必須事業に位置づけ られており、地域活動支援センターの適正かつ安定的な運営を図ることで、障がい者の 社会参加の機会が確保され、本市の障がい者福祉の向上に資すると判断されるため。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定額 <div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px; margin-left: 10px;">                     【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】                      人件費等補助 3,842千円～11,460千円(他加算あり)                      土地家屋借上料補助 上限720千円                      機能強化補助(地域活動支援センターのみ) I型6,000千円、II型3,000千円、III                      型1,500千円、IV型200千円                 </div>				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	(22) 件	24 件	26 件	
	317,509 千円	(300,342) 千円	307,417 千円	329,145 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	【地域活動支援センターⅠ型】 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、専門職員(精神保健福祉士等)を配 置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促 進を図るための普及啓発等の事業を実施。 【地域活動支援センターⅡ・Ⅲ・Ⅳ型、小規模作業所】 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を実 施。				
補助金交付 による効果	地域で生活する障がい者の日常生活の支援、日常的な相談への対応や創作的活動又は生産 活動の機会の提供、地域交流活動などを行うことにより、精神的自立と社会参加の促進につな がっている。 また、地域活動支援センター(法定施設)に関しては、補助金の加算を行うことにより、施設運営 の安定化を通じて利用者処遇の向上が図られた。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。